

日本年金機構からのお知らせ

個人番号等登録届の提出にご協力ください

日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけることができていない厚生年金保険被保険者が在籍する適用事業所の事業主さまへ、**令和2年1月上旬頃に「マイナンバー未収録者一覧」及び個人番号等登録届**をお送りいたします。

(注) 一覧に記載する被保険者がいない適用事業所の事業主さまには、当該一覧等はお送りいたしません。

○事業主の皆さまへのお願い

今回お送りする一覧には、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけることができていない厚生年金保険被保険者の情報が記載されています。これらの方は、結婚・転居等で氏名や住所に変更があった場合に届出の省略ができず、事業主さまからの届出が必要になります。

つきましては、一覧の被保険者について、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけるため、事業主さまより、**個人番号等登録届をご提出いただきますようご協力をお願いいたします。**

詳細につきましては、日本年金機構ホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/mynumber/>

年末年始における保険料口座振替日にご留意ください

令和元年11月分の保険料の口座振替日は令和2年1月6日(月)になります。保険料を口座振替により納付されている事業主の皆さまは残高不足とならないよう、ご確認をお願いします。

なお、領収結果は1月にお知らせいたしますが、一部の金融機関分については2月になる場合があります。

労働保険及び雇用保険の届出を同時に提出することが可能となります

事業主の事務負担の軽減を図る目的から、厚生年金保険、健康保険、労働保険及び雇用保険の各手続において、届出の契機が同一である手続きを一つづりとした届出様式(統一様式)が、現行の様式とは別に新たに設けられます。なお、現行の届出様式については、令和2年1月以降も引き続きご利用いただけます。

統一様式の対象となる届出は、新規適用届・適用事業所全喪届^(※)・被保険者資格取得届^(※)・被保険者資格喪失届^(※)の4届書です。

統一様式を用いて届出を行う場合は、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークのいずれにおいても受付が可能です。統一様式での届出は、令和2年1月から受付開始となります。

- 統一様式は**全国健康保険協会が管掌する健康保険の適用事業所に限り**ご利用いただけます。
- 統一様式で届出を行う場合は**年金事務所等の窓口**に直接ご提出ください。
- ※の届書は年金事務所とハローワークでの統一様式のため、労働基準監督署では受付を行っていません。

◆◇年金委員功労者表彰が行われました◆◇

日本年金機構では、年金事業の推進・発展のためご尽力いただいた次の年金委員の方々に、その功績を讃え、日本年金機構理事長および理事表彰を行いました。被表彰者の皆さまの、今後の更なる活躍をご祈念申し上げます。

【日本年金機構理事長表彰】

土屋 由美子 （大倭殖産株式会社）
米田 哲也 （株式会社柿の葉すし本舗たなか）
辰巳 嘉宏 （株式会社タツミ）

【日本年金機構理事表彰】

橋本 真由美 （株式会社奈良ホテル）
吉田 友美 （株式会社十川ゴム奈良工場）
上村 保子 （共立薬品工業株式会社）
(敬称は省略させていただきました)

一年金委員とは—

年金委員は、年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じるとともに、これらの者に対する助言等の活動を行っていただくために、厚生労働大臣が委嘱することとされています。

◆社会保険料の納付には口座振替をぜひご利用ください！

○毎月、金融機関に出向く必要がないのでとても便利です。

○口座振替手数料のご負担は不要です。

○全国の金融機関がご利用になれます。

⇒銀行（ゆうちょ銀行含む）、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替が可能です。

※ **ゆうちょ銀行は令和元年7月1日より口座振替の取り扱いが可能となりました！**

ゆうちょ銀行での口座振替の場合、申出書の様式が異なりますのでご注意ください。

※ 一部お取り扱いの出来ない金融機関がございます。

（イオン銀行以外のインターネット専業銀行等）

○毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落としとなります。

※振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日、送付される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくこととなります。

◎口座振替を希望される場合や、不明な点等がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。